

(別紙8)

緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書

| | | | |
|--------|--|-------|----------------|
| 事業所名 | | 異動等区分 | 1 新規 2 変更 3 終了 |
| 施設等の区分 | 1 (介護予防)訪問看護事業所(訪問看護ステーション) 2 (介護予防)訪問看護事業所(病院又は診療所) 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 4 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | | |
| 届出項目 | 1 緊急時(介護予防)訪問看護加算 2 特別管理加算に係る体制 3 ターミナルケア体制 | | |

1 緊急時（介護予防）訪問看護加算に係る届出内容

① 連絡相談を担当する職員()人

| | | | | | | |
|-----|--|---|----|---|-----|---|
| 保健師 | | 人 | 常勤 | 人 | 非常勤 | 人 |
| 看護師 | | 人 | 常勤 | 人 | 非常勤 | 人 |

② 連絡方法

| |
|--|
| |
|--|

③ 連絡先電話番号

| | | | |
|---|-----|---|-----|
| 1 | () | 4 | () |
| 2 | () | 5 | () |
| 3 | () | 6 | () |

2 特別管理加算に係る体制の届出内容

① 24時間常時連絡できる体制を整備している。

有・無

② 当該加算に対応可能な職員体制・勤務体制を整備している。

有・無

③ 病状の変化、医療器具に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備している。

有・無

3 ターミナルケア体制に係る届出内容

① 24時間常時連絡できる体制を整備している。

有・無

② ターミナルケアの提供過程における利用者の心身状況の変化及びこれに対する看護の内容等必要な事項が適切に記録される体制を整備している。

有・無

備考 緊急時の（介護予防）訪問看護、特別管理、ターミナルケアのそれぞれについて、体制を敷いている場合について提出してください。